

## 宇都宮市重症障害児者医療的ケア支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする重症障害者又は重症障害児に対し、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所の医療機関又は障害福祉サービス事業所若しくは障害者支援施設等（以下「事業所等」という。）において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行う宇都宮市重症障害児者医療的ケア支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、日中における重症障害者又は重症障害児の活動の場を確保するとともに、その保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図ることを目的とする。

### (委託)

第2条 市長は、適切かつ安全な事業運営を行うことができると認める個人又は法人（以下「委託事業者」という。）に事業の運営を委託して行うものとする。

### (事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項又は第2項に規定する障害者又は障害児のうち、医療的ケアを必要とする重症障害者又は重症障害児（以下「障害者等」という。）とする。

### (事業の対象となる時間)

第4条 事業の対象となる時間は、委託事業者の事業所等において事業に係るサービス（以下「サービス」という。）が提供される時間とする。ただし、法第19条第1項の規定により支給決定を受けた介護給付費等が給付される時間は対象外とする。

### (事業の定員)

第5条 事業の定員は、市長が、事業所等の規模及び職員体制等を勘案し、利用する居室等の一人あたりの床面積の基準を上回るよう定めるものとする。

### (職員の配置)

第6条 委託事業者は、適正な支援が可能と市長が認める数の職員を配置する。

### (利用単位)

第7条 事業の利用は、利用時間に応じて別表1の項に該当する利用単位を定める。

2 事業を利用する障害者等が1月に利用できる利用単位は、28ポイント以内とする。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ利用単位の変更を申請し、これを市長が認めた

ときは、この限りではない。

(利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする障害者等(障害児にあっては保護者を含む。以下「申請者」という。)は、事業利用申請書を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ、障害者等の生活の状況、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス等の利用状況等を勘案して、支給するサービスの量、障害の程度に応じた区分(以下「区分」という。)及び利用期間を決定し、申請者に対し事業利用決定(却下)通知書により通知する。

2 利用が決定された者(以下「利用者」という。)は、事業利用者登録名簿に登載する。

(利用の変更)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業利用変更申請書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の変更を希望する場合

2 市長は、前項の規定による届出が適当と認めた場合は、事業利用変更決定通知書により利用者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、第9条により利用を決定したものであっても、やむを得ない事由が生じた場合は、利用の決定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定したときは、事業利用取消通知書により利用者に通知するものとする。

(利用の契約)

第12条 利用者は、委託事業者と事業の利用に関する契約を締結するものとする。

(事業に要する費用)

第13条 サービスに要する費用は、別表1の項に定める額とする。

2 病院又は診療所の医療機関(以下「医療機関」という。)における事業の運営に要する費用として、市長が定める額は、別表2の項に定める額(以下「基準額」という。)とする。

3 利用者が、事業を利用した場合に要する費用は、別表3の項に定める額(以下「利用者

負担額」という。)とする。

- 4 医療機関における事業の円滑な運営に資するため、運営を支援する費用（以下「運営支援費」という。）は、基準額からサービスに要する費用の基本分の額を控除して得た額とする。

（費用の請求等）

第14条 委託事業者がサービスを提供したときは、サービスを提供した月ごとに、当該サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に事業実績報告書を添付した請求書を提出して、サービスに要する費用から利用者負担額を控除して得た額に相当する額（以下「給付費」という。）を請求するものとする。ただし、医療機関においては、給付費に運営支援費を加算して得た額を請求するものとする。

（費用の支払）

第15条 市長は、利用者が、委託事業者からサービスを受けたときは、当該利用者に対し、給付費を支給する。

- 2 市長は、利用者に代わり、委託事業者に給付費を支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し給付費の支給があったものとみなす。
- 4 利用者は、委託事業者からサービスを受けたときは、利用者負担額を委託事業者に支払うものとする。
- 5 市長は、利用者が、医療機関からサービスを受けたときは、医療機関に対し、運営支援費を支払うものとする。

（給付費及び運営支援費の支払期限）

第16条 市長は、第14条の請求が正当と認めるときは、当該請求書を受領した日から30日以内に給付費及び運営支援費を支払うものとする。

（支払の通知）

第17条 委託事業者は、市長から支払を受けた場合は、当該利用者に対し給付費の額を通知しなければならない。

（守秘義務）

第18条 委託事業者は、事業を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（指導及び助言）

第19条 市長は、委託事業者に対し、指導又は助言することができる。

2 委託事業者は、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

(様式)

第20条 この要綱に規定する申請書等の様式は別に定める。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

制定文（平成20年告示第180-4号）

平成20年4月1日から適用する。

改正文（平成20年告示第151号）

平成21年4月1日から適用する。

別表（第7条，第13条関係）

1 サービスに要する費用

利用時間	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
利用単位	1ポイント	2ポイント	3ポイント
基本分	5,000円	10,000円	15,000円
食事提供体制加算	420円		
送迎加算	540円		

注1 基本分については，上記の利用時間に応じて金額を算定する。

注2 食事提供体制加算については，調理員による食事の提供等の体制を整えている事業所等において，低所得者に対して食事提供を行った場合に算定する。

注3 送迎加算については，当該事業を実施するために，委託事業者が車両により，特別支援学校等から自己の事業所等へ障害者等を迎える場合，かつ支援員が同乗する場合に算定するものとし，事業所等から自宅等への送りは対象としない。ただし，市長が認める場合はこの限りではない。

また，送迎加算の対象となる支援をした場合，利用者を車に乗せた時刻から基本分の開始時刻とする。

2 基準額

利用時間	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
利用単位	1ポイント	2ポイント	3ポイント
区分A	12,000円	24,000円	
区分B	7,500円	15,000円	

注1 基準額については，医療機関において支援が行われた場合に，利用者の区分に応じて金額を算定する。

3 利用者負担額

負担上限月額が0円以外の者	サービスに要する費用の100分の10に相当する額
負担上限月額が0円の者	0円